

創業特例について
(高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金)

創業日による分類	前年12月売上とみなす金額の算定方法
平成31年（2019年）1月1日から 令和元年（2019年）12月1日までに創業 したが、2019年の年間売上が0だった者	「令和元年12月2日から令和2年10月1日までに創業した者」と同様の取扱いとする。
令和元年12月2日から 令和2年10月1日までに創業した者	「令和元年12月分の売上」か「令和元年12月から令和2年11月までのうち任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和元年12月の売上とみなす。 ※計算の結果について、1円未満の額は切り捨てる。
令和2年10月2日から 11月末日までに創業した者	「令和2年10月分及び同年11月分の売上の平均月額」か「令和2年11月分の売上」のいずれか高い方を令和元年12月の売上とみなす。 ※計算の結果について、1円未満の額は切り捨てる。
令和2年12月に創業した者	対象外（前年の売上を推計できないため）
令和3年1月以降に創業した者	対象外（そもそも令和2年12月の売上がないため）